

公 募

令和 7 年 11 月 25 日

分任契約担当官

会津森林管理署長 田村 耕司

下記のとおり不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物熟覧のうえ買受申込書により申し込みください。

記

1 物件の概要

物件番号 1

- (1) 品 名 : 日産エクストレイル 会津 300 た 4054
- (2) 走 行 距 離 : 88,000 k m程度
- (3) 所 在 地 : 福島県会津若松市追手町 5-22 会津森林管理署
- (4) そ の 他 : 現状渡し、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、
預託証明書（リサイクル券）及び物件の仕様は別添のとおり

物件番号 2

- (1) 品 名 : スバルフォレスター 会津 300 の 754
- (2) 走 行 距 離 : 123,000 k m程度
- (3) 所 在 地 : 福島県会津若松市追手町 5-22 会津森林管理署
- (4) そ の 他 : 現状渡し、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、
預託証明書（リサイクル券）及び物件の仕様は別添のとおり

※ エクストレイルは画像のとおり車体が潰れており走行出来ません。バッテリーもあがっております。

フォレスターも森林管理署の現場作業に使用していたことから外観に傷やへこみ、内装に汚れがあります。窓ガラスも割れております。

2 申込資格

(1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限る。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規程、国有財産法第 16 条に該当しない者に限る。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

また、予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和 7 年 12 月 9 日 15 時 00 分(行政機関の休日を除く)
- (2) 申 込 先 会津森林管理署 総務グループ（経理担当）

4 申込方法

- (1) 「配付資料等」(4)の買受申込書（表裏面各 A4 版、全体を A3 版サイズに印刷したもの）に必要事項を記載（電話番号を必須）の上、申込先迄、持参又は郵送にて提出する。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期限日の前日の 16 時迄到着受付したものに限り。
- (3) 買受申込前に「10 配付資料等」(6)の暴力団排除に関する誓約事項を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。

5 仕様書等を交付する場所及び日時

- (1) H P 10 配布資料等からダウンロードすることもできる。
- (2) 場 所 福島県会津若松市追手町 5-22
会津森林管理署 総務グループ（経理担当）
電話 0242-27-3270 050-3160-5965(IP)
- (3) 日 時 令和 7 年 11 月 25 日～令和 7 年 12 月 8 日
9 時 00 分～16 時 00 分（行政機関の休日を除く）

6 契約締結期限 契約者を決定した翌日から 7 日以内。

7 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を会津森林管理署収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 代金納入日より 15 日以内（行政機関の休日を除く）
9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く）
契約者は引取日を事前に連絡し、引取日の了解を得ること。
- (2) 引き渡し場所は福島県会津若松市追手町 5-22 会津森林管理署
- (3) 引き渡しの際には、「引き渡し注意書兼物品受領書」に記名押印して引き渡し職員に提出すること。
- (4) 契約者は引き渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の掲載された書類を会津森林管理署長に提出すること。
- (5) 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、車体のステッカー等を剥がし書かれている文字を早急に消去し、消去したことを証明する写真を会津森林管理署長へ提出すること。

(6) 名義変更の費用等は契約者負担とする。

9 その他

- (1) 提出された買受申込書について、無効の扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとする。
- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても契約者負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。

10 配布資料等

- (1) 仕様書
- (2) 車検証、自賠責保険証明書、リサイクル券 (各々謄本)
- (3) 写真
- (4) 買受申込書
- (5) 引き渡し注意書兼物品受領書
- (6) 関東森林管理局署随意契約見積心得及び暴力団排除に関する特約事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。